

〈連載〉国際人権先例紹介 (3)

女性差別撤廃委員会

通報番号 13/2007

母の姓を名乗ることあるいは自分の姓を子に名乗らせることができないのは、男女平等に反するという複数の女性からの申立について、被害者適格、時間の管轄権、国内救済手続未了を理由に不受理と判断された事例

通 報 者	Ms. Dayras ほか 7 名。 SOS Sexisme (NGO) が提出。
当 事 国	フランス
通 報 日	2006 年 7 月 6 日
見 解 採 択 日	2009 年 8 月 4 日
条 約 発 効 日	1984 年 1 月 13 日
選択的議定書発効日	2000 年 9 月 9 日

事案の概要

1 通報者は、フランス国籍を有する女性 7 名である。Ms. Dayras ほか 1 名は結婚しておらず、子を持たないことを選択した理由は、フランス法の下では自らの姓を子に継がせることができないためであると主張している。Ms. Campo-Trumel ほか 4 名は、結婚し子があるが、すべての子が父の姓を名乗っており、子らに自らの姓を継がせたいと考えている。Ms. Dayras ほか 2 名は、自らの母の姓を名乗りたいと考えている。フランスでは、2003 年 6 月 18 日法により改正された姓に関する 2002 年 3 月 4 日法（以下、2003 年改正法）が、2005 年 1 月 1 日に発効した。同法では、子の姓はいずれの配偶者の姓あるいは両方の姓をハイフンで結んだものでもよいとされているが、夫婦で意見が異なる場合には、父に拒否権が認められ、子は父の姓を名乗ることになる。また、夫婦が妻の姓を子に名乗らせると明示していな

い場合には、子は自動的に夫の姓を名乗る。さらに、2003 年改正法は、2005 年 1 月 1 日以降に生まれた子と 2004 年 9 月 1 日に 13 歳未満だった子にしか適用されないため、通報者らが自らの母の姓を名乗ることはできない。こうした状況は、男女の平等に違反している。本通報の受理可能性について、姓の変更について定められた民法 61 条 1 項の手続は、終了まで少なくとも 10 年はかかり、効果的救済がもたらされる見込みがない。本事案の通報者を含む女性たちによる欧州人権裁判所への提訴は、2003 年改正法施行以前の法を対象としたものであり、同一事案ではない。

2 これに対し、関係国政府は以下のように反論した。

- 1) フランスは、姓の選択を含む夫および妻の権利の平等を定めた条約 16 条 1 項 (g) を留保している。
- 2) 通報者のうち子を持たない者が、子に自らの姓を継がせられないことをその理由として主張することは権利の濫用であり、当該通報者は議定書 2 条にいう権利の侵害の被害者とはいえない。
- 3) 母の姓を名乗りたいという通報者は、父の姓を名乗ることによる差別の被害を立証していない。姓は子の性別に関係なく与えられており、子の立場から差別を受けたとはいえない。
- 4) 結婚し、子が夫の姓を名乗っている通報者については、権利侵害の被害者である可能性があるが、フランスに対する議定書発効以前に子が成人に達した通報者に対する差別は、その時点で終了している。Ms. Delange の未成年の子については、姓の変更のための民法 61 条 1 項による手続が尽くされていない。
- 5) 同一事案が欧州人権裁判所ですでに審査されている。

6) 子の姓について夫婦の意見が異なる場合に夫に拒否権が認められているのは、母としての女性の権利と、生後速やかに登録され、安定的な市民的地位を得るという子の利益とを調整するためである。

4 委員会の暫定的決定により、本事案は条約2条, 5条, 16条1項に関する問題を提起していると考えられるとして、両者に再度意見が求められた。通報者は、2003年改正法は結婚した女性は夫の権威に従うものという慣習的な性質を有しており、条約2条, 5条に反している。また、議定書は留保を認めていないので、条約16条1項(g)の留保を考慮する必要はないと回答した。一方、関係締約国は、議定書17条の留保の禁止は、議定書のみにかかわるものであること、lex specialis(特別法)の原則に則り、本事案は条約16条1項(g)により判断すべきであること、条約2条, 5条, 16条1項を考慮する場合には、受理可能性の検討に限られるべきであるが、本通報は受理可能とは考えられないため、適用の余地はないこと、5条については、2003年改正法は偏見や慣習とは関係なく、同条の対象とはならないと主張した。

委員会の見解

- 1) 本通報は、条約16条1項(g)により検討されるべきであると考えられる。
- 2) 条約16条1項(g)は、夫と妻という関係において女性が自己のアイデンティティの一部として姓を保持し、自分の子にそれを伝える権利を定めたものであり、結婚しているか事実婚生活をしている女性のみの権利と考えられる。よって、夫と妻という関係を持たず、子もいないMs. Dayrusほか1名は、議定書2条に定める被害者に相当しない。
- 3) 母の姓を名乗りたいという3名については、国内救済手続を尽くす試みがされておらず、父の名を名乗るときに性差別を受けたことが証明されていない。

4) 子に自らの姓を名乗らせることができなかった通報者については、被害者といえるかもしれないが、子が成人に達した時点、すなわち関係締約国に対する議定書発効以前に当該差別は終了している。

5) 未成年の子を持つ通報者については、国内で法的手続がとられておらず、子が姓を変えることに同意すれば、国内手続をとることができる。民法61条1項の手続については、適用および解釈に改善の余地があるとしても、手続が不当に遅延しているか、効果的な救済がもたらされる見込みがないとまではいえない。

* Hayashi, Šimonović, Halperin-Kaddari, Pimentel, Neubauer, Chutikul, Popescu 委員による同意意見

通報を不受理とすることについては賛成だが、その理由は国内救済措置が尽くされていないためとすべきである。

通報者が問題としている国内法は、以下のよう整理できる。

- (1) 通報者らの出生時には、結婚した夫婦の子は母親の夫の姓を名乗るという慣習法が適用されていた。
- (2) 2003年改正法では、子に夫婦いずれかの姓あるいは両者の姓をハイフンでつないだ姓を名乗らせることが認められた。しかし、夫婦の意見が異なる場合、拒否権は夫にある。また、2003年改正法は遡及的に適用されない。
- (3) 民法61条は、祖先や4親等までの親族の姓が消滅することを防止する目的で姓名の変更を認めるものである。

通報者と関係締約国による主張は、締約国に婚姻および家族関係に係る事項について、女性に対する差別を撤廃するための適当な措置をとることを求めた条約16条1項に関するものであると考える。同条1項(a)~(h)は対象と

なる事項の例示であり、網羅的ではない。

通報者からの申立は3つに分類できる。

- (1) Ms. Dayras ほか1名：母の姓を名乗りたいという主張であると解釈すべきである。
- (2) Ms. Muzard-Fekkar ほか1名：子に自分の姓を名乗らせることと、自らの母の姓を名乗ること。
- (3) Ms. Campo-Trumel ほか2名：子に自分の姓を名乗らせること。

母の姓を名乗りたいという主張は、条約16条1項(g)の範疇ではない。よって、同規定への留保について検討する必要はない。

通報者らの出生時の慣習法は女性に対して差別的であるが、関係締約国は、2003年改正法において過去の侵害を救済するための措置をとっていない。また、子の権利を守るために調整されるのが、父ではなく母の権利でなくてはならない理由はない。さらに、出生時の姓が子の性別に係わらず決定されていたことは、父の姓が自動的に付与されることによる女性への差別

を減ずるものではない。民法61条による姓名変更手続は、姓の消滅を防止するためであり、ジェンダー平等を目的としたものではない。(2008年1月のフランス報告書審査において、姓についての法律改正が勧告されている。)母の姓を名乗れないことが権利の侵害であるかどうかは、個別に判断されるべきであり、子の有無にかかわらず、通報者には被害者資格があると考えられる。しかし、母の姓を名乗ることを求める通報者は、少なくとも国内救済手続の利用を試みるべきである。

子に自分の姓を名乗らせたいという主張については、被害者資格は認められるが、子が成人した時点で通報者の被害は終了していると考えられる。未成年の子については、民法61条の手続がとられていない状況で、当該手続が不当に遅延しているか、あるいは効果的な救済もたらされる見込みがないと判断することはできない。

(担当：近江美保)